

審議会委員の選挙について

蕨市が施行する錦町土地区画整理事業では、土地区画整理審議会を設置し、審議会の意見を聴きながら、事業を進めています。

審議会委員は、学識経験者3名、施行地区内の宅地の所有者11名、借地権者1名により組織されており、所有者、借地権者の委員は選挙により選出され、その任期は5年以内となっています。

現在の審議会委員の任期が今年の12月19日で満了となることから、12月には、審議会委員の選挙を行います。選挙のスケジュール(予定)は下記の通りとなります。

なお、詳細については、広報わらびや蕨市ホームページ等で随時お知らせします。

選挙期日の公告	9月12日(火)
選挙人名簿の縦覧期間	10月25日(水)～11月7日(火)
立候補者の受付時間	11月27日(月)～12月6日(水)
選挙期日(投票日)	12月17日(日)

代表者選任通知書の提出のお願い

共有名義で土地を所有、あるいは借地している方は、共有者のうちから選任された代表者が、また法人においては、会社が選任した代表者が審議会委員選挙での投票、立候補を行うこととなります。

『代表者選任通知書』を提出していない方は、「区画整理課・計画換地係」までお問い合わせ下さい。

あとがき

この『錦町区画整理だより』は、施行地区内の関係権利者全戸へ配布しています。今後も皆様のお役に立てるように内容の充実に努めていきますので、ご意見、ご要望等がありましたら、「区画整理課・計画換地係」までご連絡下さい。

区画整理事業に関するお問い合わせ先

土地・境界確認・選挙に関すること	→ 区画整理課・計画換地係	048(433)7720
建物等移転に関すること	→ 区画整理課・移転係	048(433)7721
道路等工事に関すること	→ 区画整理課・工事係	048(433)7717

発行：蕨市都市整備部区画整理課（北町2丁目8番8号 仮設庁舎） E-mail：kukaku@city.warabi.saitama.jp

錦町区画整理だより

はじめに

初夏の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

錦町地区では、良好な住環境を整備し、災害に強いまちづくりを推進するため、土地区画整理事業を進めています。

この事業に対し、日頃より皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げますとともに、今後もより一層の事業推進に努めてまいります。

さて、今回の区画整理だよりでは、事業の進捗状況、今年度の事業計画に加え、今年12月に行われる土地区画整理審議会委員の選挙について、お知らせします。

事業の進みぐあい

～令和5年3月31日現在～

◇ 仮換地の指定状況	86.2%
◇ 建物の移転状況	69.9%
実施済戸数（全体1,535戸）	1,073戸
◇ 宅地・道路等の整備状況	66.2%
整備済面積（全体85.1ha）	56.3ha



令和5年度事業計画について

建物移転について

今年度予定の21戸に加え、国の令和4年度補正予算を活用した継続分などの5戸を合わせた合計26戸の建物移転を予定しています。関係権利者の方には担当者が説明にお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

道路整備等の工事について

道路の整備は、建物移転箇所を中心に街路築造工事を予定しています。

仮換地指定について

将来の土地の位置や形状を決定する“仮換地指定”は、今後も関係権利者の皆様と協議を進め、協議が成立したところから、仮換地の指定を行います。

令和5年度の建物移転予定箇所、及び今後の事業予定について

今年度の建物移転は、○で囲まれた箇所を中心に26戸を予定しています。

太線より // 斜線側は、今後概ね5年間で建物移転の完了をめざすエリアを示しています。関係権利者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

なお、建物の表示が無く、区画が整然となっている部分は、既に移転が完了したところです。

事業計画を変更しました

錦町土地区画整理事業の施行期間を延伸するため、令和5年1月13日に事業計画を変更しました。

今回の変更では施行期間の延伸に合わせて、資金計画（総事業費）の見直しも行いました。

名称	蕨都市計画事業錦町土地区画整理事業
施行者	蕨市
施行期間	昭和58年9月6日から令和31年3月31日まで
施行面積	85.1ha
総事業費	445億7,200万円

仮換地の境界確認について

錦町土地区画整理事業では、事業の開始から完了までの間、仮換地の道路や隣地との境界については、施行者である蕨市が管理をしています。

仮換地の建築行為等で境界確認が必要な場合は、市が境界杭の点検等を行いますので、事前に「区画整理課・計画換地係」までご連絡下さい。なお、境界確認の依頼を受けてから測量作業の実施までには、2週間程度の期間が必要となるので、早めの依頼をお願いします。

特に、宅地内でブロック塀等の外構工事を行う時に、境界杭の点検を行わず、境界が未確認の状態で行った場合、境界杭のずれ等により、隣地や道路へ越境してしまう恐れがあるので、工事着工前に必ず境界杭の点検を受けて下さい。

